

昭和二十四年十月中官報目錄

通稱六八四一六号

◎凡例

公定姓名の下の数字は上段は頁数、下段は日、姓名の下の数字は上段は頁数、下段は日、頁数の番号外の左側の数字は号外の番号

詔書

●国会の臨時会を東京に召集 (三〇〇)

法律

二一 国会法中改正 (三〇〇)

政令

一 算決算及び会計令

二 臨時特別令改正

三 地方税法施行令中改正

四 米穀貯日援助見込算

五 特別調査庁法第一條

六 第二号の経済法令を

七 指定する件制定令

八 地方公共団体手取料

九 工業試験所手取料及

十 止使用料令外二件廃

止

十一 解散団体の財産の管

理及び処分等に関する

件令改正

十二 閣議事審議委員会令

十三 土庫委員会令改正

十四 閣外為替銀行の臨時

定貿易特別会計法

十五 外一件中改正

十六 中央氣象台組織令中

改正

十七 閣外審議會議令外一

件令改正

三五八 地方自治法施行規程

三五九 道路運送法施行令中

改正

府令

一 総務省の勤務時間

二 政府職員に勤務時間

三 官庁勤務時間並休取

四 官庁勤務時間における

五 特別令を定める

六 事務省局に勤務

七 事務省局に勤務する

八 事務省局に勤務する

九 事務省局に勤務する

十 事務省局に勤務する

十一 事務省局に勤務する

十二 事務省局に勤務する

十三 事務省局に勤務する

十四 事務省局に勤務する

十五 事務省局に勤務する

十六 事務省局に勤務する

十七 事務省局に勤務する

十八 事務省局に勤務する

十九 事務省局に勤務する

二十 事務省局に勤務する

二十一 事務省局に勤務する

二十二 事務省局に勤務する

二十三 事務省局に勤務する

二十四 事務省局に勤務する

七五 法務局及び地

七六 法務局の支局及び

七七 出張所設置規則外

七八 法務局及び地方

七九 法務局の支局及び

八〇 法務局の支局及び

八二 法務局の支局及び

八三 法務局の支局及び

八四 法務局の支局及び

八五 法務局の支局及び

八六 法務局の支局及び

八七 法務局の支局及び

八八 法務局の支局及び

八九 法務局の支局及び

九〇 法務局の支局及び

九一 法務局の支局及び

九二 法務局の支局及び

九三 法務局の支局及び

九四 法務局の支局及び

九五 法務局の支局及び

九六 法務局の支局及び

九七 法務局の支局及び

九八 法務局の支局及び

九九 法務局の支局及び

一〇〇 法務局の支局及び

一〇一 法務局の支局及び

一〇二 法務局の支局及び

一〇三 法務局の支局及び

本省府令

一 総務省、法務省、

二 文部省、厚生省、

三 農林省、逓信省、

四 建設省、経済企画省、

五 文部省、厚生省、

六 農林省、逓信省、

七 建設省、経済企画省、

八 文部省、厚生省、

九 農林省、逓信省、

一〇 建設省、経済企画省、

一一 文部省、厚生省、

一二 農林省、逓信省、

一三 建設省、経済企画省、

一四 文部省、厚生省、

一五 農林省、逓信省、

一六 建設省、経済企画省、

一七 文部省、厚生省、

一八 農林省、逓信省、

一九 建設省、経済企画省、

二〇 文部省、厚生省、

二一 農林省、逓信省、

二二 建設省、経済企画省、

二三 文部省、厚生省、

二四 農林省、逓信省、

二五 建設省、経済企画省、

二六 文部省、厚生省、

二七 農林省、逓信省、

三五 黄科衛生法施行規

三六 本府の内部及び附

三七 部局の内務支分

三八 厚生省、農林省、

三九 厚生省、農林省、

四〇 厚生省、農林省、

四一 厚生省、農林省、

四二 厚生省、農林省、

四三 厚生省、農林省、

四四 厚生省、農林省、

四五 厚生省、農林省、

四六 厚生省、農林省、

四七 厚生省、農林省、

四八 厚生省、農林省、

四九 厚生省、農林省、

五〇 厚生省、農林省、

五一 厚生省、農林省、

五二 厚生省、農林省、

五三 厚生省、農林省、

五四 厚生省、農林省、

五五 厚生省、農林省、

五六 厚生省、農林省、

五七 厚生省、農林省、

五八 厚生省、農林省、

五九 厚生省、農林省、

六〇 厚生省、農林省、

六一 厚生省、農林省、

六二 厚生省、農林省、











